

随意契約の結果の公表

4月契約分(追加分)

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県ステップハウス提供事業業務委託	R5.4.1	非公表	2,159,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次的被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。	
令和5年度島根県母子・父子福祉センター管理運営業務	R5.4.1	(一財)島根県母子寡婦福祉連合会	7,240,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。	
島根県社会的養護自立支援事業(生活支援事業 里親分)	R5.4.1	里親(個人) 氏名・所在地:個人情報のため非公表	1,217,520	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は児童福祉法に基づき措置された者が年齢到達により措置解除となった後も、引き続き、居住の場を提供し、生活支援を行うものである。契約相手方は、対象者の養育を委託されていた里親であり、支援対象者本人も里親から引き続き支援を受けることを希望しているため、当該里親に委託するものである。	
島根県社会的養護自立支援事業(カルマーレ生活支援事業)	R5.4.1	ファミリーホーム カルマーレ 島根県益田市駅前町2-8	2,333,520	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は児童福祉法に基づき措置された者が年齢到達により措置解除となった後も、引き続き、居住の場を提供し、生活支援を行うものである。ファミリーホームカルマーレは、対象者の養育を委託されていた事業者であり、支援対象者本人もカルマーレにおいて引き続き支援を受けることを希望しているため、カルマーレに委託するものである。	
令和5年度里親研修事業業務委託	R5.4.1	島根県里親会 会長	1,119,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業の遂行にあたっては、里親制度の推進や社会的養護について十分な理解と熱意が必要であり、当該団体は、日頃から要保護児童の養育に取り組んでいる里親で構成される県内唯一の団体であるため。	